

○湯梨浜町天女キャラクターの使用に関する要綱

平成25年4月1日

告示第38号

改正 平成26年4月1日告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯梨浜町天女キャラクター「ゆりりん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「キャラクター」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町が定めた天女キャラクターの基本デザイン（別図1）及び町長が別に定めるデザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる展開デザイン
- (2) 町が定めた天女キャラクターのロゴマーク（別図2）

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクター使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想、若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 町の信用及び品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) キャラクターのデザインを第8条に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。

(7) その他町長が使用について不適当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定によりキャラクターの使用を承認したときは、キャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第5条 町長は、前条第1項各号のいずれかに該当し、使用を承認することが不適当と認めたときは、キャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第7条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。

(2) 使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) マニュアルに基づき、正しく使用すること。

(4) キャラクターには、ロゴマークを付記すること。ただし、ロゴマークを付記することが困難な場合は、「©湯梨浜町」と表記すること。

(5) 指定された色、形状、形式等に従って正しく使用し、デザインの改変等による応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(6) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(7) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(8) 使用者は、承認された物件の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、完成

品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により承認することが適当と認めたときは、キャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により承認することが不適当と認めたときは、使用（変更）不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この告示に違反し、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽、不正等があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、キャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）によりその使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該承認に係る物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第11条 前条の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に生ずる損害については、町はその責めを負わないものとする。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、町は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(庶務)

第12条 キャラクターの使用に関する庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この告示の規定のうち、キャラクターの名称及びロゴマークに係る部分は、町長が別に定める日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

別図1（第2条関係）



別図2（第2条関係）

タテ組／カラー

ゆりりん

ヨコ組／カラー

ゆりりん

様式第 1 号（第 3 条関係）

キャラクター使用承認申請書

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

湯梨浜町天女キャラクターを次のとおり使用したいので、湯梨浜町天女キャラクターの使用に関する要綱第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

使用対象物件	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 数 量	
使用デザイン	（使用する展開デザインの番号を記入してください）
連 絡 先	担当者名： 電話番号：
添 付 書 類	1 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） 2 その他参考となるもの

様式第 2 号（第 4 条関係）

キャラクター使用承認通知書

年 月 日

様

湯梨浜町長 印

年 月 日付けで申請のあった湯梨浜町天女キャラクターの使用について、次のとおり使用を承認したので通知します。

記

使用対象物件	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 数 量	
使用デザイン	
承 認 番 号	第 号
使 用 条 件	

様式第 3 号（第 5 条及び第 9 条関係）

キャラクター使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

湯梨浜町長 印

年 月 日付けで申請のあった湯梨浜町天女キャラクターの
使用（変更）について、次の理由により不承認としたので通知します。

記

不承認の理由	
--------	--

様式第 4 号（第 9 条関係）

キャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

年 月 日付け承認番号第 号で承認を受けた湯梨浜町
天女キャラクターの使用内容を変更したいので、次のとおり申請します。

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使 用 目 的		
使 用 方 法		
使 用 期 間		
使 用 数 量		
使用デザイン		
変 更 理 由		
添 付 書 類	1 変更内容が確認できる資料等 2 その他参考となるもの	

様式第 5 号（第 9 条関係）

キャラクター使用変更承認通知書

年 月 日

様

湯梨浜町長 印

年 月 日付けで変更承認申請のあった湯梨浜町天女キャラクターの使用について、次のとおり変更を承認したので通知します。

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的		
使用方法		
使用期間		
使用数量		
使用デザイン		
承認番号	第 号	第 号
使用条件		

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

キャラクター使用承認取消通知書

年 月 日

様

湯梨浜町長

印

年 月 日付け承認番号第 号で承認した湯梨浜町天女
キャラクターの使用について、次の理由により使用承認を取り消したので通
知します。

なお、この通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用することはで
きません。

記

承認取消理由	
--------	--

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条及び第 9 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 10 条関係）